

兵庫県公報

平成28年4月12日 火曜日 第2789号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成28年度消防設備士試験の実施（消防課）	1
○指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止（介護保険課）	4
○指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止（同）	4
○兵庫県卸売市場整備計画（第11次）の策定（消費流通課）	4
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	5
○保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	6
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	6
○同 上（同）	7
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	10
○基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	10
○公共測量が終了した旨の通知（同）	10
○阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	10
○同 上（同）	11
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	11
○港湾法第56条の4第2項及び第3項の規定に基づき撤去し、保管した船舶等（港湾課）	12
○公有水面埋立工事のしゅん功認可（同）	13
○平成25年兵庫県告示第1191号（広域景観の形成が特に必要な区域）の一部改正（都市政策課）	13
○広域景観形成地域の指定の案の縦覧（同）	14
○広域景観形成基準の指定の案の縦覧（同）	14
○道路の位置指定（建築指導課）	30
○同 上（同）	31
○河川法第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等（中播磨県民局）	31
○同 上（同）	32
○重要調整池に係る検査の結果（淡路県民局）	32
公 告	
○寄附者の顕彰（秘書課）	33
○私立幼稚園の廃止認可（私学教育課）	33
○私立専修学校の設置認可（同）	33
○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	34
○一定の複数建築物の認定の取消し（建築指導課）	35
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同）	36
○同 上（同）	36
○同 上（同）	36
選挙管理委員会告示	
○平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	36
教育委員会公告	
○落札者等の公示	37
正 誤	
○平成27年12月28日付け兵庫県公報第3号外中	37

告 示

兵庫県告示第450号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8に規定する消防設備士試験を、一般財団法人消防試験研究センタ

一に委任して次のとおり実施する。

平成28年4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時

(1) 第1回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
平成28年 8月6日(土)	午前	乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前10時00分から 午前11時45分まで
	午後	甲種第4類	午後1時00分から 午後4時15分まで
		乙種第4類、第7類	午後1時00分から 午後2時45分まで
同月7日(日)	午前	甲種特類	午前9時30分から 午後0時15分まで
		甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午前9時30分から 午後0時45分まで

(2) 第2回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
平成28年 11月6日(日)	午前	乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前10時00分から 午前11時45分まで
	午後	甲種第1類、第2類、第3類、第4類、第5類	午後1時00分から 午後4時15分まで
		乙種第4類、第7類	午後1時00分から 午後2時45分まで

(注意) 第1回及び第2回とも同一時間帯で2種類以上の受験は認めない。ただし、電気工事士の資格により試験の一部免除を受ける者に限り甲種又は乙種第4類と乙種第7類との複数受験ができる。都合により会場・試験時間帯等変更になる場合がある。

2 試験場所

(1) 第1回

神戸村野工業高等学校 神戸市長田区五番町8丁目5番地

(2) 第2回

姫路獨協大学 姫路市上大野7丁目2番1号

3 試験

消防法第17条の8第1項に規定する試験を行う。

(1) 筆記試験

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の10に掲げる科目について試験を行う。

(2) 実技試験

消防用設備等の設置及び維持に必要な技能について筆記により試験を行う。

4 受験資格

(1) 甲種特類

消防法施行規則第33条の8第2項の規定に該当する者

(2) 甲種

消防法第17条の8第4項の規定に該当する者

(3) 乙種

受験資格は問わない。

5 受験手続

(1) 申請書類等

ア 受験願書

次の場所で各回の受付開始日の約1箇月前から配布する。

県下各消防本部(署)、県下各県民局・県民センター、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

イ 資格証明書類

(7) 甲種特類及び甲種消防設備士試験受験者

受験資格を有することを証明する書類

(4) 試験科目免除者

消防法施行規則第33条の11に該当することを証明する書類

(2) 受付期間、申請方法及び申請先

ア 第1回

(7) 書面申請

a 受付期間

平成28年6月20日(月)から同月30日(木)まで(土曜日、及び日曜日を除く。)

b 申請方法

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

郵送の場合は、簡易書留等、送達確認可能な方法で送付すること(受付最終日消印有効)。

なお、記載内容及び提出書類に不備がある場合は受理しない。

c 申請先

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

(4) インターネット申請

a 受付期間

平成28年6月17日(金)午前9時から同月27日(月)午後5時まで(24時間対応)

b 申請方法

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ(<http://www.shoubo-shiken.or.jp>)から申請に必要な事項の入力等を行い送信する。

なお、受験資格及び試験科目免除資格の内容によっては申請できない場合がある。

イ 第2回

(7) 書面申請

a 受付期間

平成28年9月1日(木)から同月16日(金)まで(土曜日、及び日曜日を除く。)

b 申請方法

第1回に同じ。

c 申請先

第1回に同じ。

(4) インターネット申請

a 受付期間

平成28年8月29日(月)午前9時から同年9月13日(火)午後5時まで(24時間対応)

b 申請方法

第1回に同じ。

(3) 手数料

ア 甲種特類 5,000円

イ 甲種 5,000円

ウ 乙種 3,400円

指定の用紙で郵便局にて払込みの上「郵便振替払込受付証明書」(受験願書添付用)を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後は原則として手数料の返還は認めない。

6 合格及び不合格の発表

第1回は平成28年9月上旬、第2回は平成28年12月上旬に一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で通知する。また、発表日の当日の正午から合格者の受験番号を一般財団法人消防試験研究センターのホームページに掲載する。

7 受験についての問合せ先

(1) 書面申請

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部
〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12-7 協和ビル5階
電話 (078) 361-6610

(2) インターネット申請

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号
電話 (0570) 07-1000



兵庫県告示第451号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成28年4月12日

兵庫県知事 井戸敏三

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	効力停止の内容	効力停止の期間	サービスの種類
株式会社 ビオネスト	訪問介護ステーション笑楽三田	三田市南が丘2丁目14-23	3箇月の新規受入停止	平成28年5月1日から 同年7月31日まで	訪問介護



兵庫県告示第452号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成28年4月12日

兵庫県知事 井戸敏三

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	効力停止の内容	効力停止の期間	サービスの種類
株式会社 ビオネスト	訪問介護ステーション笑楽三田	三田市南が丘2丁目14-23	3箇月の新規受入停止	平成28年5月1日から 同年7月31日まで	介護予防訪問介護



兵庫県告示第453号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項の規定により、兵庫県卸売市場整備計画を定めた。

その概要は以下のとおりとし、詳細は、兵庫県農政環境部農政企画局消費流通課及び各県民局に備え置いて一般の縦覧に供する。

なお、平成24年兵庫県告示第262号（兵庫県卸売市場整備計画）は、廃止する。

平成28年4月12日

兵庫県知事 井戸敏三

第1 計画の目標年度

この計画の最終目標年度は平成37年度とし、平成32年度を中間目標年度、平成25年度を基準年度とする。

第2 計画事項

- 1 卸売市場をめぐる情勢と課題
- 2 自ら「強み」「特色」を活かし、食の安定供給を図る卸売市場に向けて
- 3 流通圏の設定と卸売市場の整備方針
- 4 卸売市場の整備・運営に関する留意事項



兵庫県告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

大山川沿岸土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	金 子 武 夫	篠山市追入431番地
同	藤 原 隆 夫	同 市大山宮303番地
同	田 中 和 久	同 市大山宮597番地
同	西 垣 教 示	同 市大山上238番地
同	石 川 勲	同 市大山上651番地
同	北 尾 浩	同 市大山上457番地 1
同	赤 井 博	同 市石住65番地
同	岡 田 保 博	同 市高倉105番地
同	中 澤 彰	同 市一印谷202番地
同	小 西 喜 宏	同 市大山新156番地
同	中 澤 豊	同 市徳永236番地
同	中 澤 俊治朗	同 市町ノ田28番地
同	松 尾 壽 雄	同 市長安寺76番地
同	青 木 一 水	同 市北野新田49番地
同	齋 藤 富 夫	同 市北野31番地
同	團 野 廣 美	同 市大山下1020番地
同	中 川 博 基	同 市北野新田60番地 2
監 事	北 尾 喜代治	同 市追入411番地
同	松 井 勝 美	同 市大山新183番地
同	團 野 邦 生	同 市大山下1223番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	北 尾 宗 一	篠山市追入157番地
同	田 中 和 久	同 市大山宮597番地
同	伊勢垣 信 治	同 市園田分174番地
同	北 尾 浩	同 市大山上457番地 1
同	西 垣 重 夫	同 市大山上256番地
同	赤 井 博	同 市石住65番地
同	岡 田 保 博	同 市高倉105番地
同	波多野 幸 雄	同 市一印谷272番地
同	中 澤 吉 富	同 市大山新189番地
同	中 澤 義 友	同 市町ノ田320番地
同	松 尾 徹	同 市長安寺138番地
同	中 澤 久 幸	同 市北野新田54番地

同	高 平 稔	同	市北野188番地
同	長 澤 文 典	同	市大山下752番地
同	中 川 博 基	同	市北野新田60番地 2
監 事	藤 原 英 章	同	市園田分76番地
同	中 澤 彰	同	市一印谷202番地
同	團 野 邦 生	同	市大山下1223番地

~~~~~

#### 兵庫県告示第455号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成28年4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
神崎郡神河町上小田字岩山882の143、882の145、882の148、882の150、882の155、882の158
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

~~~~~

兵庫県告示第456号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
キング醸造株式会社
加古郡稲美町蛸草321
代表取締役社長 片 井 伸 明
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
キング醸造株式会社
加古郡稲美町蛸草321
 - (3) 特定施設に関する事項

種 類	10号イ 原料処理施設		
能 力	600kg/回		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時30分～17時15分 1時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,000	1,500
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,000	1,500
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	20	30
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	50	100
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	5	10
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	1.5	1.5	

備考 汚水等は公共用下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年4月12日から同年5月6日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び稲美町経済環境部生活環境課



兵庫県告示第457号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
所長 近 藤 和 之
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 2、3)			
能 力	20m ³ /分	2,000m ³ /時・基			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日	着手後30日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時30分～翌8時30分 24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	な し	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	1～7	1	3.5～7	3～9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1以下	1	100以下	100
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1以下	1	50以下	50
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	2以下	2	10以下	10
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	2,100以下	2,100	10以下	10
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	10以下	10
	鉛 及 び そ の 化 合 物 (単位 mg/L)	—	—	0.01以下	0.01
	ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	6,600以下	6,600	5以下	5
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	22,000以下	22,000	5以下	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1以下	1	3以下	3
	銅 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	溶 解 性 鉄 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
ク ロ ム 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	70以下	70	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0	0.23	4/基	4/基	

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		66号 電気めっき施設 (No. 1)		66号 電気めっき施設 (No. 2、3)	
0.515L/日		処理量 8kg/日		製品 3t/日・基	
同 左		同 左		同 左	
着手後7日		着手後10日		着手後30日	
同 左		同 左		同 左	
同 左		8時30分～17時30分 9時間		8時30分～翌8時30分 24時間連続	
同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大
1～3	1	1.6～3	1.6	3.5～7	3～9
6以下	6	3.1以下	3.1	100以下	100
10以下	10	55以下	55	50以下	50
20以下	20	5以下	5	10以下	10
25,000以下	25,000	—	—	10以下	10
—	—	—	—	10以下	10
—	—	—	—	0.01以下	0.01
79,000以下	79,000	—	—	5以下	5
140,000以下	140,000	—	—	5以下	5
1以下	1	1以下	1	3以下	3
—	—	230以下	230	—	—
—	—	400以下	400	—	—
—	—	—	—	70以下	70
0	0.006	0	0.4	4/基	4/基

備考 特定施設から発生する汚水は、外部業者による委託処理または、場内で処理した後に公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年4月12日から同年5月6日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第458号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年4月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定する区域

伊丹市瑞原4丁目1番1の一部

2 特定有害物質の名称

トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第459号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成28年4月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」及び「国土広域情報」修正測量）

2 作業期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

3 作業地域

兵庫県全域



兵庫県告示第460号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年4月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 作業種類

3級基準点測量（再設）

(2) 作業期間

平成28年1月26日から同年3月24日まで

(3) 作業地域

西宮市高木東町

2 (1) 作業種類

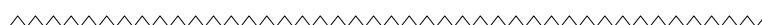
3級基準点測量（再設）

(2) 作業期間

平成28年1月26日から同年3月24日まで

(3) 作業地域

西宮市室川町



兵庫県告示第461号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、

阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示(平成28年近畿地方整備局告示第78号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
 - 3. 4. 212号伊丹飛行場線
 - 3. 4. 780号野間寺本線
 - 3. 3. 3号西国街道線
- 3 事業施行期間
平成19年12月28日から平成29年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第462号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示(平成28年近畿地方整備局告示第77号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
 - 3. 5. 6号宝塚平井線
- 3 事業施行期間
平成19年 3月22日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年 4月12日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年 4月12日から 2 週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

国道 4 8 2 号	豊岡市日高町祢布字清水827番1から 同 市日高町祢布字清水827番1まで	旧	15.0から 20.0まで	18.0
		新	15.0から 19.0まで	18.0



兵庫県告示第464号

港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の4第2項及び第3項の規定に基づき撤去し、保管した船舶について、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年 4月12日

姫路港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保管した船舶
別表のとおり
- 2 当該船舶の保管の場所
姫路市飾磨区中島字大森新田3048—51地先
- 3 保管した船舶の返還の手続
保管した船舶の所有権等の権原を有することを証する書面を、中播磨県民センター姫路港管理事務所に提出し、返還を受けること。

別表 船舶

整理番号	保管した船舶の名称、種類、形状及び数量			船舶番号又は船舶検査済票番号	保管した船舶が放置されていた場所	撤去した年月日時	備考
	名称	長さ(m)×幅(m)	数量			保管を始めた年月日時	
	種類	内色・外色					
1	正栄丸	10.7-2.7	1	260-14116	姫路市飾磨区細江字東万歳1180番6地先(野田川)	平成28年 3月16日 9時	
	漁船	薄青-白				同 日11時	
2	住吉丸	11.5-3.0	1	260-47014	姫路市飾磨区細江字東万歳1180番6地先(野田川)	平成28年 3月16日 11時	
	漁船	薄青-白				同 日13時	
3	福丸	15.5-2.0	1	不明	姫路市飾磨区細江字東万歳1180番6地先(野田川)	平成28年 3月16日 14時	
	漁船	薄青-白				同 日16時	
4	なし	12.0-2.5	1	不明	姫路市飾磨区細江字東万歳1180番10地先(野田川)	平成28年 3月17日 9時	
	漁船	薄青-白				同 日11時	

5	幸福丸	11.4-2.7	1	260-11726	姫路市飾磨区細江 字東万歳1180番10 地先 (野田川)	平成28年 3月17日11時
	漁船	薄青-白				同 日13時



兵庫県告示第465号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり坊勢漁港（奈座新港）内公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成28年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 しゅん功認可年月日
平成28年 3月14日
- 2 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石 見 利 勝
- 3 埋立区域の位置及び面積
姫路市家島町坊勢字坊崎697番147の地先、姫路市家島町坊勢字奈座の浜745番に接する護岸の地先
第2工区 区域A 8,635.66平方メートル
- 4 免許年月日及び番号
平成15年 1月 7日
兵庫県指令中播（姫港）第951号
- 5 公有土地水面埋立法第22条第3項の規定による市町名
姫路市



兵庫県告示第466号

平成25年兵庫県告示第1191号（広域景観の形成が特に必要な区域）の一部を次のように改正し、平成28年7月1日から施行する。

平成28年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

沿道型広域景観形成地域の表中

「

国道312号沿道地域	次に掲げる道路及びその路端から100メートル以内の区域 (1) 国道312号の神崎郡福崎町と神崎郡市川町の行政境から豊岡市元町地内立野橋交差点までの区間 (2) 県道豊岡瀬戸線
------------	--

」

を

「

国道312号沿道地域	次に掲げる道路及びその路端から100メートル以内の区域 (1) 国道312号の神崎郡福崎町と神崎郡市川町の行政境から豊岡市元町地内立野橋交差点までの区間 (2) 県道豊岡瀬戸線
国道9号沿道地域	国道9号及びその路端から100メートル以内の区域

」

に改める。



兵庫県告示第467号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第15条第1項の規定により、広域景観形成地域を次のとおり指定し、平成28年7月1日より施行する。

その関係図書は、兵庫県庁、但馬県民局、養父市役所、朝来市役所、香美町役場及び新温泉町役場において縦覧に供する。

平成28年4月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 広域景観形成地域の名称及び種別

名称 国道9号沿道地域

種別 沿道型広域景観形成地域

2 広域景観形成地域に指定する土地の区域

国道9号の朝来市と京都府福知山市の行政境から美方郡新温泉町と鳥取県岩美郡岩美町の行政境までの区間及びこれから展望できる区域で国道9号の路端から500メートル以内の区域（国道312号沿道地域沿道型広域景観形成地域、養父市八鹿町八鹿地区歴史的景観形成地区及び新温泉町湯・細田地区まちなか景観形成地区の区域は除く。）



兵庫県告示第468号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第16条第1項の規定により、国道9号沿道地域について、広域景観形成基準を次のように定め、平成28年7月1日より施行する。

その関係図書は、兵庫県庁、但馬県民局、養父市役所、朝来市役所、香美町役場及び新温泉町役場において縦覧に供する。

平成28年4月12日

兵庫県知事 井戸敏三

国道9号沿道地域広域景観形成基準

1 広域景観の特性

(1) 広域景観形成の基本理念

国道9号は但馬地域を東西に延長約70キロメートルにわたり横断する道路である。東部の市街地や田園集落を中心とした地域から、国道312号との重複区間を経た後、西部へ向けて次第に標高が高くなり、兵庫の屋根・氷ノ山の麓に代表される山間や高原を通過している。沿道には、自然豊かな風景の中に、人々の暮らしが感じられる田園風景や歴史的まちなみ、賑わいをもったリゾート地の景観が形成されている。

このような景観特性を踏まえ、国道9号全体として調和と連続性を保ちながらも、豊かな自然と地域ごとの特性を感じることができる沿道景観づくりを目指す。また、沿道の美しい眺望景観を活かし、国道9号を介して沿道周辺の観光地やリゾート地を訪れる来街者がもう一度訪れたいくなる「おもてなしの空間」を創造することを目指すため、次のとおり景観形成の基本理念を定める。

『但馬の東西を結ぶ、豊かな自然に包まれた暮らしとおもてなしの空間を保全・創造する沿道景観づくり』

(2) 広域景観形成の基本方針

中国山地東部の山地や高原を中心とした豊かな自然と、それに包まれた住宅を中心とする集落で構成される景観に調和した快適な沿道空間を目指すとともに、地域の特性や景観資源を活かして「おもてなしの空間」としての沿道景観を実現する。

ア 氷ノ山が代表する中国山地の高低差のある山林の自然風景と、谷間に続く高原・田園風景や集落の姿に調和した、但馬の風土を感じられる沿道景観をつくる。

イ 山陰道から継承された伝統的なまちなみや峠からの眺望とともに、新たに培われた観光地の賑わいなど、それぞれの地域特性を感じられる沿道景観をつくる。

地域特性及び旧町の行政境を勘案して6つの「みち」とその景観形成の方針を設定し、さらに景観特性等に応じて設定した「エリア」に分類して、国道9号の美しい沿道景観の連続的かつ一体的な保全と創造を図りながら、豊かな自然と地域ごとの特性を感じることができる沿道景観づくりを実践する。

【みちの区分】

- (7) 山東のみち「宿場町界限・田園景観保全のみち」
ゆるやかな山並みと山裾までゆったりと広がる田園風景を背景に、まちや集落が形成されている地域として、穏やかな田園市街地・田園集落の景観の保全を図る。
- (f) 和田山のみち「田園のアメニティ・交流促進のみち」
国道312号との合流点に近く、古代から現代に至るまで、南但馬の中心地として人々が集まってきた田園市街地として、人々のアメニティに寄与する景観の創造を図る。
- (7) 八鹿のみち「もてなしと城跡の生活景観誘導のみち」
八木川沿いに広がる田園の風景を基調とし、中世から続く歴史あるまちなみも備えつつ、商業施設等が立地する市街地としての要素も兼ね備えた、幅広い生活文化に関わる景観が広がる地域として、地域住民や来訪者のアメニティに寄与する景観の形成を図る。
- (e) 関宮のみち「高原の麓・集落景観保全のみち」
間近に迫るゆるやかな山の稜線を背景に、八木川沿いに続く田園風景の中にあり、氷ノ山・鉢伏高原などへの入口にあたる地域として、里から山に続くリゾート地への導入部としての田園集落景観と山間景観の保全を図る。
- (f) 村岡のみち「山のまち・集落景観保全のみち」
山あいの平地に拓かれたまちと、それを取り巻く小さな集落が点在する山間の景観、山を背景とした高原の田園集落が連なる地域として、山間のまち・集落景観の保全を図る。
- (7) 温泉のみち「山の湯・集落景観保全のみち」
「湯のまち」を中心とした、山間の峡谷や、山の斜面に立地する集落が続く地域として、温泉観光地のまちの景観と、その導入部としての山間・集落の景観の形成を図る。

【エリアの区分】

- (7) 田園市街地エリア
田園風景の中に拓かれたまちの区域として、賑わいと秩序があり、背景となる山並みや田園風景と調和した景観づくりを進める。
- (f) 高原市街地エリア
山あいに拓かれたまちの区域として、賑わいと秩序があり、背景となる山並みや自然・田園風景と調和した景観づくりを進める。
- (7) 田園集落エリア
田園風景の中に形成された集落の区域として、広大な田園風景と背景の山並みへの眺望を守る景観づくりを進める。
- (e) 高原集落エリア
山あいに形成された集落の区域として、背景の山並みに配慮し、自然・田園風景の見上げ、見下ろし眺望を守る景観づくりを進める。
- (f) 山間エリア
両側を山に挟まれた山間の区域として、山あいの自然風景と、見上げ、見下ろし眺望を守る景観づくりを進める。
- (7) 歴史的市街地エリア
城下町らしい伝統的なまちなみを有する区域として、歴史・文化の魅力が感じられる景観づくりを進める。

2 大規模建築物等に関する広域景観形成基準

(1) 一般基準

- ア 大規模建築物等は個々に建築されるものであるが、完成後は周辺建築物等と一体的な景観として総体的に認識されるものであり、相互間で調整され、関連づけられていることが望ましい。そのため、敷地内の位置、規模、意匠、材料及び色彩については、各エリアの特性に配慮し、周囲の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、調和のとれたものとする。
- イ うるおいのあるまちづくりには、緑の存在は欠かすことのできないものである。そのため、敷地の緑化や建築物緑化に努め、快適な生活空間を創出し、緑豊かな景観の形成を図るものとする。
- ウ 大規模建築物等だけでなく、敷地内のその他の建築物や工作物、植栽等を含めた敷地全体としての景観のまとまりや質の向上に努めるものとする。
- エ 良好な景観を形成している集落の入り口や街角などの視線を集める場所に建つ場合は、立地する場所

に応じた位置、規模、意匠、材料及び色彩等に特に配慮するものとする。
 オ 他のエリアとの境界付近では、連続するエリアからの見え方や一連の景観としてのまとまりに配慮するものとする。

(2) 項目別基準

別表1及び別表2のとおりとする。なお、歴史的市街地エリアに関しては、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）に基づく城下町八木地区整備計画における景観の形成に関する事項によるものとする。

ただし、知事が、景観審議会の意見を聴いた上、特に地域の景観との調和を図るため、この基準を適用することが適当でないとする大規模建築物等については、これによらないことができる。

別表1 建築物に関する広域景観形成基準

【田園市街地エリア、高原市街地エリア】

項目	広域景観形成基準	
	田園市街地エリア	高原市街地エリア
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> 人々に親しまれている山・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。 沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さおよび規模となるよう努める。 建築物の壁面の長手方向が沿道に面する形としないなど、開放的な田園への視線を遮らないよう配慮する。 分棟や雁行配置等により、周辺のまち並み景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した位置・規模とする。 周辺の土地利用やスケール感に応じて、周辺への圧迫感の軽減に努める。特に通りに面する部分は、壁面の後退や高さを抑えるなど通りに圧迫感を与えないよう努める。 建物の高さや壁面位置がそろった通り沿いでは、その連続性の維持に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ 沿道から見下ろすことができる田園や集落への視線を遮らないよう配慮する 左記に同じ 左記に同じ 左記に同じ
意匠	<ul style="list-style-type: none"> 分節や雁行形とするなど、周辺のまち並み景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した意匠とするよう努める。 側面・背面の意匠にも配慮する。 意匠に統一性のある地域では、その統一感を乱さないように配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ 左記に同じ
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> 給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。 工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、通りからの見え方に

		配慮する。	
	屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根とするなど、周辺のまち並み景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した屋根・屋上とするよう努める。 ・塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備を設ける場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。 ・工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず覆い措置ができない場合は、通りから見えにくい位置に設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	低層部	<ul style="list-style-type: none"> ・長大で無窓など単調な壁面を作らないよう努める。 ・商業業務施設が連続している通り沿いでは歩行者に配慮し、色彩の工夫など、賑わいを演出した意匠とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> ・形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
	ベランダ等	<ul style="list-style-type: none"> ・形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和を図り、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 ・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 ・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ
色 彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色は、けばけばしくならないうよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

		<p>(1) R (赤)、YR (橙) 又はY (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(2) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。 ・高層ビルの中高層部は、低彩度となるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色彩は、地域の和瓦葺きの家並みと違和感なく、周辺の緑と調和する低彩度の落ち着いた色調とするよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、和瓦・石州瓦・八鹿瓦等伝統的材料を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) 10Rから5Yまでの色相を使用する場合は彩度4以下 (2) その他の色相を使用する場合は彩度3以下 (3) 明度は全色相6以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。 ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・通り側には、地域で親しまれている樹種等の低・中・高木を適切に配置し、植栽帯を設ける、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、通りからの見え方への配慮や周辺の緑地・植栽等との連続性の維持に努める。 ・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・配置や植栽等により、通りからの自 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

	<ul style="list-style-type: none"> 動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
接道部	<ul style="list-style-type: none"> ・単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。 ・商業業務施設が連続している通り沿いでは、通りの賑わいの創出に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
造成等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 ・造成により生じたのり面は、緑化や石積みなどの修景を行い、周辺環境との調和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ

注) エリアについては、「国道9号沿道地域沿道型広域景観形成地域広域景観形成基準付図」に示すとおり。以下別表1及び別表2において同じ。

【田園集落エリア、高原集落エリア、山間エリア】

項目	広域景観形成基準		
	田園集落エリア	高原集落エリア	山間エリア
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・人々に親しまれている山・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。 ・沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さおよび規模となるよう努める。 ・建築物の壁面の長手方向が沿道に面する形としないなど、開放的な田園への視線を遮らないよう配慮する。 ・分棟や雁行配置等により、周辺の自然・田園集落景観との調和に配慮した位置・規模とする。 ・敷地境界線からの壁面の後退や高さを抑えるなど、周辺に圧迫感を与えないよう努める。 ・建物の高さや壁面位置が 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・沿道から見下ろすことができる田園や集落への視線を遮らないよう配慮する。 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・分棟や雁行配置等により、周辺の自然景観との調和に配慮した位置・規模とする。 ・左記に同じ ・左記に同じ

		<p>そろった通り沿いでは、その連続性の維持に配慮する。</p>		
意匠	壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・長大で無窓など単調なものを避け、壁面の大きさに応じて分節や雁行形とするなど、周辺の自然・田園景観に調和した意匠とするよう努める。 ・側面・背面の意匠にも配慮する。 ・通りに面する意匠に統一性のある地域では、その連続性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・長大で無窓など単調なものを避け、壁面の大きさに応じて分節や雁行形とするなど、周辺の自然景観に調和した意匠とするよう努める。 ・左記に同じ ・左記に同じ
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。 ・工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、目立たないように配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として勾配屋根とし、棟違いや落ち棟にするなど周辺の住宅に調和した規模の分節化を図り、周辺の自然・田園集落景観との調和に配慮した形態・意匠とする。 ・やむを得ず塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として勾配屋根とし、周辺の自然景観との調和に配慮した形態・意匠とする。 ・左記に同じ
	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> ・形態、材料、色彩によって建築物全体としての 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

		調和に配慮する。		
	ベランダ等	<ul style="list-style-type: none"> 形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和を図り、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に努める。 特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ 左記に同じ
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) R（赤）、YR（橙）又はY（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 (3) 明度は全色相できる限り8以下とする。特に大きな壁面を有する場合は8以下を遵守する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ

		<ul style="list-style-type: none"> ・上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色彩は、地域の和瓦葺きの家並みと違和感なく、周辺の緑と調和する黒ないし灰色、またはこれに近い色彩とする。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、石州瓦・八鹿瓦等伝統的材料を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) 全色相、明度5以下、彩度1以下 (2) 無彩色、明度5以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。 ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木の保全に配慮するとともに、地域の植生を活かし地域で親しまれている樹種を選定する、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、周辺の自然・田園景観との調和に努める。 ・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ

	事業所等に係るものについては適用しない。		
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ
接道部	<ul style="list-style-type: none"> 単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ
造成等	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 造成により生じたのり面は、緑化や石積みなどの修景を行い、周辺環境との調和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ

別表2 工作物に関する広域景観形成基準

【田園市街地エリア、高原市街地エリア】

項目	広域景観形成基準	
	田園市街地エリア	高原市街地エリア
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> 人々に親しまれている山・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。 沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さ及び規模となるよう努める。 周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。 工作物の壁面の長手方向が沿道に面する形としないなど、開放的な田園への視線を遮らないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ 左記に同じ 沿道から見下ろすことができる田園や集落への視線を遮らないよう配慮する。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ
材料	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 特徴的な地場材料がある場合は、地場 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ

		<p>材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
色 彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) R（赤）、Y R（橙）又はY（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。 ・航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊戯施設については、適用しない。 ・煙突や鉄塔等高さのあるものにあつては、特に中上部について低彩度とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色彩は、地域の和瓦葺きの家並みと違和感なく、周辺の緑と調和する低彩度の落ち着いた色調とするよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、和瓦・石州瓦・八鹿瓦等伝統的材料を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) 10 Rから5 Yまでの色相を使用する場合は彩度4以下 (2) その他の色相を使用する場合は彩度3以下 (3) 明度は全色相6以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
そ の 他	太陽光発 電パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する工作物の色彩等との調和や、工作物と一体的な意匠とするなど、周辺からの見え方に配慮する。 ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等に 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ

	より修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。	
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通りからの見え方や周辺の緑地・植栽等との連続性に配慮したうるおいのある植栽に努める。 ・ ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 ・ 塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ
接道部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。 ・ 商業業務施設が連続している通り沿いでは、通りの賑わいの創出に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ

【田園集落エリア、高原集落エリア、山間エリア】

項目	広域景観形成基準		
	田園集落エリア	高原集落エリア	山間エリア
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人々に親しまれている山・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。 ・ 沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さおよび規模となるよう努める。 ・ 周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。 ・ 工作物の壁面の長手方向が沿道に面する形としないなど、開放的な田園への視線を遮らないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ ・ 沿道から見下ろすことができる田園や集落への視線を遮らないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に同じ

<p>材料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に努める。 ・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 ・経年変化により見苦しくない材料を選択するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	
<p>色 彩</p>	<p>外壁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) R（赤）、YR（橙）又はY（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 (3) 明度は全色相できる限り8以下とする。特に大きな壁面を有する場合は8以下を遵守する。 ・上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。 ・航空法その他の法令によ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ

		<p>り色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊戯施設については、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙突や鉄塔等高さのあるものにあつては、特に中上部について低彩度とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色彩は、地域の和瓦葺きの家並みと違和感なく、周辺の緑と調和する黒ないし灰色、またはこれに近い色彩とする。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、石州瓦・八鹿瓦等伝統的材料を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) 全色相、明度5以下、彩度1以下 (2) 無彩色、明度5以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する工作物の色彩等との調和や、工作物と一体的な意匠とするなど、周辺からの見え方に配慮する。 ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木の保全や地域の植生に配慮したうるおいのある植栽により、周辺の自然・田園景観との調和に努める。 ・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ

駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ
接道部	<ul style="list-style-type: none"> 単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ

3 広告物等に関する広域景観形成基準

別表3のとおりとする。ただし、知事が、景観審議会の意見を聴いた上、特に地域の景観との調和を図るため、この基準を適用することが適当でないとする広告物等については、これによらないことができる。

別表3

(道路路端から100メートル以内の区域に設置等する広告物等)

エリア	項目	広域景観形成基準
全域	位置 ・ 規模等	<ul style="list-style-type: none"> 沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さ及び規模とする。 建築物等の屋上を利用するもの、壁面を利用するものおよび壁面から突出するもの（以下「壁面広告物等」という。）にあつては、2階以下に表示又は設置するものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地色（建築物等の壁面等が地となる場合を含む。以下同じ。）は、けげげげしくならないように努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> R、Y R系の色相を使用する場合は彩度6以下 Y系の色相を使用する場合は彩度4以下 その他の色相を使用する場合は彩度2以下 上記にかかわらず、以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> 屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）に規定する「許可地域」に設置する場合は表示面積の50パーセント以下 屋外広告物条例に規定する「禁止地域」に設置する場合は表示面積の25パーセント以下 ただし、次に掲げるものに関しては上記の色彩基準にかかわらず表示することができる。 <ol style="list-style-type: none"> 表示が、公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもので、景観上支障がないと認められるもの 最上部の高さが4メートル以下である広告物で高彩度色の面積が1平方メートル以下のもの（高彩度色とは、R、Y R系の色相については彩度6を、Y系の色相については彩度4を、その他の色相については彩度2を超えるものをいう。以下同じ。）

	表示内容	・壁面広告物等の表示内容については、原則として店名又は業種名のみとする。
	意匠（形状）	・長方形を基本とする。ただし、材質に自然素材を用いる場合はこの限りではない。 ・建て植えをするものにあつて、一敷地に複数表示又は設置する場合は集合化に努めるものとする。やむを得ず集合化できない場合は、意匠をそろえるなどの工夫をする。
	材料	・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。
	その他	・電照式とする場合は、外照式とするなど夜間景観に配慮したものとする。
田園市街地 / 高原市街地	意匠（形状）	・建て植えするものにあつては、周囲の景観に配慮した枠を設けるよう努める。
	色彩	・文字等（文字等とは、文字、企業のロゴマークおよびそれに類するものをいう。以下同じ。）に使用する色については、高彩度色の使用を2色以下とし、アクセント色として使用するものとする。
田園集落 / 高原集落 / 山間	位置 ・規模等	・広告旗等動く広告物等は表示又は設置をできるだけ控えるものとし、やむを得ず設置する場合においても2階以上には表示又は設置しないものとする。 ・広告旗については、必要最低限の期間の表示又は設置にとどめ、適切に管理するものとする。
	意匠（形状）	・建植えをするものにあつては、周囲の景観に配慮した枠を設けるとともに、その枠は間伐材等を使用した木製とするよう努める。
	材料	・木、石を感じさせる材質を使用するよう努める。
	色彩	・文字等に使用する色については、高彩度色の使用を2色以下とし、アクセント色として使用するものとする。
歴史的市街地	位置 ・規模等	・建て植えするものにあつては、隣接する建築物の軒の高さを超えないよう努める。 ・広告旗等動く広告物等は表示又は設置をできるだけ控えるものとし、やむを得ず設置する場合においても2階以上には表示又は設置しないものとする。 ・広告旗については、必要最低限の期間の表示又は設置にとどめ、適切に管理するものとする。
	意匠（形状）	・建て植えするものにあつては、屋根を設けるなど伝統的形態とするよう努める。
	材料	・木、石を感じさせる材質を使用するよう努める。
	色彩	・文字等に使用する色については、高彩度色の使用を1色以下とし、アクセント色として使用するものとする。

(道路路端から100メートルを超える区域に設置等する広告物等)

エリア	項目	広域景観形成基準
-----	----	----------

全域	位置 ・ 規模等	・沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さ及び規模とする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地色（建築物等の壁面等が地となる場合を含む。以下同じ。）は、けげげげしくならないように努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) R、YR系の色相を使用する場合は彩度6以下 (2) Y系の色相を使用する場合は彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は彩度2以下 ・上記にかかわらず、以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 屋外広告物条例に規定する「許可地域」に設置する場合は表示面積の50パーセント以下 (2) 屋外広告物条例に規定する「禁止地域」に設置する場合は表示面積の25パーセント以下 ・ただし、次に掲げるものに関しては上記の色彩基準にかかわらず表示することができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 表示が、公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもので、景観上支障がないと認められるもの (2) 最上部の高さが4メートル以下である広告物で高彩度色の面積が1平方メートル以下のもの（高彩度色とは、R、YR系の色相については彩度6を、Y系の色相については彩度4を、その他の色相については彩度2を超えるものをいう。以下同じ。）
	その他	・電照式とする場合は、外照式とするなど夜間景観に配慮したものとする。
田園市街地 / 高原市街地 / 田園集落 / 高原集落 / 山間	色彩	・文字等（文字等とは、文字、企業のロゴマークおよびそれに類するものをいう。以下同じ。）に使用する色については、高彩度色の使用を2色以下とし、アクセント色として使用するものとする。
歴史的市街地	色彩	・文字等に使用する色については、高彩度色の使用を1色以下とし、アクセント色として使用するものとする。

注) ズーン及びエリアについては、「国道9号沿道地域沿道型広域景観形成地域広域景観形成基準付図」に示すとおり



兵庫県告示第469号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成28年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H27中播位置 0015号	28. 3. 29	たつの市龍野町日飼字北境目59番1の一部、 59番17	5.50	24.00

兵庫県告示第470号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成28年4月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H27但馬位置 0004号	28.3.30	豊岡市高屋字神田91番1の一部	4.97	33.00
第H27但馬位置 0010号	28.3.30	豊岡市森字森5番6の一部、5番8の一部、 5番9の一部	6.00	38.81

兵庫県告示第471号

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等について、同条第5項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年4月12日

河川管理者

兵庫県中播磨県民センター長 岡本周治

- 1 保管した工作物等
別表のとおり
- 2 当該工作物等の保管の場所
姫路市飾磨区中島字大森新田3048—51地先
- 3 保管した工作物等の返還の手続
保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を、中播磨県民センター姫路港管理事務所に提出し、返還を受けること。

別表 船舶

整理番号	保管した工作物等			船舶番号又は船舶検査済票番号	保管した工作物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	備考
	名称	長さ(m)×幅(m)	数量			保管を始めた年月日時	
	種類	内色—外色					
1	マニアーナ	8.1×1.7	1	260—29172	姫路市飾磨区入船町 5番地先 (船場川)	平成28年3月15日9時	
	漁船	薄青—白				同 日11時	
2	旭	5.2×2.2	1	不明	姫路市飾磨区入船町 5番地先 (船場川)	平成28年3月15日9時	
	モーターボート	白—白				同 日11時	
3	なし	13.5×3.5	1	不明	姫路市飾磨区入船町 5番地先 (船場川)	平成28年3月15日13時	
	クルーザー ヨット	白—黒				同 日15時	

兵庫県告示第472号

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等について、同条第5項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年4月12日

河川管理者

兵庫県中播磨県民センター長 岡 本 周 治

- 1 保管した工作物等
別表のとおり
- 2 当該工作物等の保管の場所
姫路市飾磨区中島字大森新田3048—51地先
- 3 保管した工作物等の返還の手続
保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を、中播磨県民センター姫路港管理事務所に提出し、返還を受けること。

別表 船舶

整理番号	保管した工作物等			船舶番号又は船舶検査済票番号	保管した工作物等が放置されていた場所	除却した年月日時	備考
	名称	長さ(m)×幅(m)	数量			保管を始めた年月日時	
	種類	内色-外色					
1	正栄丸	10.7×2.7	1	260-14116	姫路市飾磨区細江字東万歳1180番6地先(野田川)	平成28年3月16日9時	
	漁船	薄青-白				同日11時	
2	住吉丸	11.5×3.0	1	260-47014	姫路市飾磨区細江字東万歳1180番6地先(野田川)	平成28年3月16日11時	
	漁船	薄青-白				同日13時	
3	福丸	15.5×2.0	1	不明	姫路市飾磨区細江字東万歳1180番6地先(野田川)	平成28年3月16日14時	
	漁船	薄青-白				同日16時	
4	なし	12.0×2.5	1	不明	姫路市飾磨区細江字東万歳1180番10地先(野田川)	平成28年3月17日9時	
	漁船	薄青-白				同日11時	
5	幸福丸	11.4×2.7	1	260-11726	姫路市飾磨区細江字東万歳1180番10地先(野田川)	平成28年3月17日11時	
	漁船	薄青-白				同日13時	

兵庫県告示第473号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成28年4月12日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 重要調整池の所在地

洲本市五色町鮎原中邑字福家529番、529番1、530番1、593番、1786番、1790番、1791番、同字福家山595番6、同字継木1792番、1793番2及び1794番2

2 重要調整池の所有者等の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称
大昭和精機株式会社
- (2) 住所（主たる事務所の所在地）
大阪府東大阪市西石切町3丁目3-39
- (3) 代表者の氏名
仲 谷 穰 治

公 告

寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

平成28年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 氏名及び住所
中 島 ミナコ 川辺郡猪名川町
- 2 功績内容
兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。



私立幼稚園の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により、次のとおり幼保連携型認定こども園への移行に伴う私立幼稚園の廃止を平成28年3月29日に認可した。

平成28年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	位 置	設 置 者	廃止年月日
七松幼稚園	尼崎市七松町2丁目27番20号	学校法人七松学園	平成28年3月31日
しもさかべ幼稚園	尼崎市下坂部2丁目8番23号	学校法人樹弘学園	同
塩原学園幼稚園	神戸市中央区上筒井通4丁目3番30号	学校法人スマイル・アカデミー	同
神港みどり幼稚園	神戸市兵庫区会下山町2丁目5番32号	学校法人米田学園	同
名倉幼稚園	神戸市長田区長田天神町1丁目17番13号	学校法人天神学園	平成28年5月31日
桃の木幼稚園	神戸市垂水区桃山台3丁目23番2号	学校法人和弘学園	平成28年3月31日
有瀬幼稚園	神戸市西区伊川谷町有瀬854番地1	学校法人山田学園	同
緑が丘幼稚園	三木市緑が丘町西4丁目14番3号	学校法人りんいでん学園	同



私立専修学校の設置認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条の規定により、次のとおり私立専修学校の設置を平成28年3月29日に認可した。

平成28年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	位 置	設 置 者	設置年月日
神戸元町医療秘書専門学校	神戸市中央区北長狭通4丁目7番37号	学校法人三幸学園	平成28年4月1日
神戸元町こども専門学校	神戸市中央区北長狭通4丁目7番37号	学校法人三幸学園	同
専修学校クラーク高等学院姫路校	姫路市東駅前町97番	学校法人神戸創造学園	同



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年4月12日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジュンテンドー西脇店

所在地 西脇市小坂町字横溝129番1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 正

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

(仮称) ホームセンタージュンテンドー新西脇店

イ 変更後

ジュンテンドー西脇店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 道正

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 正

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 道正

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 正

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ジュンテンドー	午前 9 時	午後 8 時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ジュンテンドー	午前 7 時	午後 9 時30分

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前 8 時30分から午後 8 時30分まで

イ 変更後

午前 6 時30分から午後10時まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成17年 5月19日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年 5月23日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年 5月23日

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成28年 3月16日

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成28年 3月16日

5 届出年月日

平成28年 3月15日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年 4月12日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年 8月12日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



一定の複数建築物の認定の取消し

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり認定を取り消した。

平成28年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

認定取消番号	認定取消年月日	認定の取消しを行った区域	認定の取消しを行った認定番号	認定の取消しを行った認定年月日
第H27北播団連 廃0001号	平成28年 3月22日	加東市社字小元1568番の 1 一 部、1568番の 2 一部	第 2 号	昭和46年11月18日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
南あわじ市広田広田宇山崎33番1、34番1、35番1、36番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
徳島県徳島市沖浜東三丁目15番地
ノヴィル株式会社 代表取締役 久 岡 征 司
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年3月25日
兵庫県指令淡路（洲土）（建）第1-3-2号（27南あわじ）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市加佐字前74番1、75番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市兵庫区西出町一丁目4番6号
株式会社フォア一 代表取締役 松 岡 哲 生
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年1月12日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-25号（27三木）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により協議が成立した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称（A-5）
三木市志染町戸田字中尾1838番10の一部
同 市志染町大谷字中尾1838番143の一部、1838番207
- 2 開発行為に係る協議が成立した者の住所及び氏名又は名称
神戸市中央区下山手通五丁目10番1号
兵庫県公営企業管理者 荒 木 一 聡
- 3 協議成立年月日
平成28年3月10日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年 4月12日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

表高砂市の項中

「

高砂市ユーアイ福祉交流センター	高砂市高砂町松波町440—35
-----------------	-----------------

」

を

「

高砂市ユーアイ福祉交流センター	高砂市高砂町松波町440—35
高砂地区コミュニティセンター	高砂市高砂町北本町1110—1

」

に改める。

教 育 委 員 会 公 告

落札者等の公示

一般競争入札における落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年 4月12日

契約担当者

兵庫県立図書館長 善 部 修

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
平成28年度兵庫県立図書館図書配送単価契約一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県立図書館 明石市明石公園 1—27
- 3 落札者を決定した日
平成28年 3月22日
- 4 落札者の名称及び住所
日本郵便株式会社神戸中央郵便局 神戸市中央区栄町通 6—2—1
- 5 落札金額
459円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成28年 2月 9日

正 誤

○平成27年12月28日付け（兵庫県公報第3号外）

兵庫県規則第51号（個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
7	下から7	(3)、(4)及び(7)に掲げる事務	(3)、(4)及び(8)に掲げる事務